

お試しサテライトオフィス推進要綱

平成30年3月30日（総行応第95号） 制定
令和2年7月22日（総行応第141号） 一部改正
令和3年3月30日（総行応第80号） 一部改正

第1 趣旨

都市部の企業等が地方に、遠隔勤務のためのオフィスであるサテライトオフィスを開設し、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースが増えてきている。また、地方においても雇用機会の創出や移住定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取り組もうとする地方公共団体が増えている。

一方で、地方側には、都市部の企業等のサテライトオフィス開設に係る具体的なニーズが把握できない、都市部の企業等とのつながりが限定的である、などの課題があることが少なくない。

このような課題を解決するため、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方において、都市部の企業等の「お試し勤務」等の受入れを通じて都市部の企業等の具体的なニーズを把握する等の取組は、サテライトオフィスの誘致にあたっては有効な方策であり、都市部から地方への新たなヒト・情報の流れの創出につながるものである。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組（以下「お試しサテライトオフィス」という。）の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

受入自治体が、都市部の企業等の社員等が当該受入自治体に訪れて試行的に勤務（以下「お試し勤務」という。）するための執務環境を用意し、都市部企業等を受入れ、都市部の企業等のサテライトオフィス開設に係る具体的なニーズを把握し、サテライトオフィスの誘致を推進する取組について、受入自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

（1）都市部企業等

都市部企業等は、おおむね3日以上の間、地方におけるお試し勤務等を通じて、受入自治体の行うアンケート調査等に協力するなど、当該受入自治体においてサテライトオフィスを開設するに当たっての具体的なニーズ等について情報提供等を行う。

(2) 受入自治体

受入自治体は、サテライトオフィス誘致方針等を策定し、都市部の企業等がお試し勤務を行うオフィス（以下「お試し勤務オフィス」という。）の執務環境を用意し、その状況等を総務省の特設サイト等において公表した上でお試し勤務の誘引のための広報・募集等を行い、お試し勤務を行う都市部の企業等を決定し、当該企業等の社員等にお試し勤務に取り組んでもらう。また、事業実施にあたっては、地元事業者、NPO 法人や大学等と連携することが望ましい。

(3) 総務省

総務省は、お試しサテライトオフィスの推進に取り組む受入自治体に対して、別添のとおり特別交付税措置を講じる。

第3 対象

(1) 「都市部企業等」

この要綱における「都市部企業等」とは、以下に該当するものをいう。

- ① 本店又は主たる事務所が、三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）の区域内に所在すること。
- ② 受入自治体の作成するお試し勤務に係る申請書等により申込みを行っていること。
- ③ お試し勤務を行う期間は、おおむね 3 日以上であること。
- ④ サテライトオフィスの開設を検討していること。
- ⑤ 受入自治体の実施するアンケート調査等に協力するなど、当該受入自治体においてサテライトオフィスを開設するに当たっての具体的なニーズ等について情報提供等を行うこと。

なお、一般社団法人、一般財団法人又は個人事業主等についても、地域の実情に応じて対象とすることとして差し支えない。

(2) 「受入自治体」

この要綱における「受入自治体」とは、以下の全てに該当するものをいう。

- ① 都道府県又は市町村であること。ただし、都道府県にあつては連携する市町村があり、当該市町村が②・③に該当すること。
- ② 区域の全部を以下に掲げる区域とするものではないこと。
 - ・ 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく「既成市街地」及び「近郊整備地帯」
 - ・ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 41 年政令第 318 号）第 1 条で定める区

域

- ・ 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に基づく「既成都市区域」
- ③ 都市部の企業等のお試し勤務の受入れを通じてサテライトオフィスの誘致に取り組むこと。

（３）「お試しサテライトオフィス」

この要綱における「お試しサテライトオフィス」に係る取組とは、サテライトオフィスの誘致に資する、お試し勤務の受入れをはじめとするおおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、お試し勤務を行う都市部の企業等のニーズ及び各地域の実情に応じ、受入自治体が自主的な判断で決定するものである。

（「お試しサテライトオフィス」に係る取組の例）

- ・ 区域内における執務環境の用意
- ・ 地元事業者等への説明会の開催
- ・ 都市部の企業等へのニーズ調査
- ・ 都市部の企業等への広報
- ・ 地元事業者・地元人材との交流会の開催
- ・ 都市部の企業等への生活関連情報の提供
- ・ 新規ビジネス創出に向けた研究会・実証実験の実施
- ・ サテライトオフィス適地調査

第４ その他事業推進にあたっての留意事項

- （１）お試し勤務期間中について、受入自治体の職員のみで都市部の企業等をアテンドするのではなく、地元事業者等も巻き込むなど、官民連携による取り組みを行うことが望ましい。
- （２）受入自治体は、お試し勤務を行う都市部の企業等のニーズに応じて、地元事業者及び地元人材との交流会又は研究会を開催するなど、必要な配慮を行うこと。
- （３）お試しサテライトオフィスは、受入自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ特別交付税措置を講じるものであること。したがって、総務省に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものであること。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日総行応第 95 号）

第 1 施行期日

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附則（令和2年7月22日総行応第141号）

第1 施行期日

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附則（令和3年3月30日総行応第80号）

第1 施行期日

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

(別添)

「お試しサテライトオフィス」の実施に要する経費に係る特別交付税措置について

受入自治体が、本要綱に基づきお試しサテライトオフィスに取り組む場合、令和6年度までの間、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている(1団体あたり最大2年間まで)。

(1) 都市部の企業等のお試し勤務の誘引に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 都市部におけるPR費
- ・ 特設サイトの構築・運営費
- ・ 雑誌への記事掲載に要する経費
- ・ 都市部の企業等の訪問のための職員旅費
- ・ 都市部の企業等のニーズ調査費

等

(2) お試し勤務環境の用意に要する経費

【必要経費の例】

- ・ お試し勤務オフィスの賃料
- ・ お試し勤務オフィスの事務機器・事務用品の賃料
- ・ お試し勤務オフィスの事務機器・事務用品の購入に要する経費
- ・ 備品の修繕、部品の取り替えなど、資産価値向上につながらない原状復旧に要する経費
- ・ サテライトオフィスの適地調査

等

(3) お試し勤務期間中の活動に要する経費

【必要経費の例】

- ・ 通信費
- ・ 光熱水費
- ・ お試し勤務を行う都市部の企業等の交通費
- ・ お試し勤務期間中に使用する車両の賃料及び燃料費
- ・ 地元事業者等とお試し勤務を行う都市部の企業等とのビジネスマッチングイベントの開催費

等

(4) 算定方法

(1) ~ (3) の対象経費の一般財源の合計額又は1,000万円、いずれか低い額に、0.5を乗じた額に、財政力補正を乗じた額とする。

(5) その他留意事項

都市部の企業等がサテライトオフィスを開設することを正式に決定した後の、当該企業等に対する支援に係る費用については対象外とする。